

5.その他 諸規定（案）

公益社団法人 日本精神神経学会 代議員選挙規則（案）

- 第1条 代議員の選挙については、公益社団法人 日本精神神経学会の定款に定めてあることのほかは、この細則に従う。
- 第2条 選挙は全国を次の六地区に分ける。
- 一 北海道・東北地区（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県）
 - 二 関東地区（群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）
 - 三 中部地区（石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
 - 四 近畿地区（滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県）
 - 五 中国・四国地区（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県）
 - 六 九州地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
- 以下の記述において、日付を記載するのが適切か否かは、選挙管理委員会に検討を依頼する
- 第3条 選挙権、被選挙権は選挙が行われる前年の8月1日現在の日本精神神経学会会員（以下有権者という）に限りこれを有する。ただし前年の8月2日から投票用紙送付日の前日までの間に定款第12条により会員の資格を喪失した者については選挙権、被選挙権を喪失するものとする。なお、海外在住会員は、被選挙権についてはこれを行使できない。
- 第4条 代議員の定数は、10名を各地区の有権者数に比例分配したものを各地区の定数とし、これらの総計をもって全体の定数とする。
- 第5条 選挙人及び被選挙人の所属する地区別は、選挙が行われる前年の8月1日現在の主な勤務地によって定める。但し現に勤務していない者では主な住所による。
2. 海外在住会員が選挙権を行使するには、第2条で定められた6地区から一地区を自己所属地区として選択し、その地区名を選挙が行われる前年の8月1日までに選挙管理委員会に届け出ておかなければならない。
- 第6条 理事会は有権者中から選挙が行われる前年の6月30日までに選挙管理委員会の委員7名を委嘱する。
2. 委員の任期は、理事会より選挙管理委員の委嘱を受け、それを受理した日より、次の選挙管理委員会が発足するまでとする。
 3. 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選による。
- 第7条 選挙管理委員会は、原則として選挙が行われる前年の9月30日までに有権者名簿を全有権者に送付する。なお、送付日は諸事情を鑑みて選挙管理委員会の協議によって最終的に決定されるものとする。
- 第8条 有権者は、有権者名簿に脱漏または誤刷があると認めるときは、選挙管理委員会があらかじめ指定した締め切り日までであれば選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。その場合、選挙管理委員会は有権者名簿の訂正事項を全有権者に通知する。
- 第9条 選挙管理委員会は、原則として選挙の期日を2月の第1金曜日とし、選挙に関する公告を原則として選挙が行われる前年の9月20日頃までに行う。なお、公告日、選挙期日は諸事情を鑑みて選挙管理委員会の協議によって最終的に決定されるものとする。
- 第10条 選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の11月15日頃までに代議員候補者の受付を終了させるものとする。受付終了日は諸事情を鑑みて、選挙管理委員会の協議によって最終的に決定されるものとする。
- 第11条 代議員候補者となるためには、本人の所属する地区の有権者5名以上の推薦を必要とする。立候補者及び推薦者は、選挙管理委員会の定める用紙のそれぞれの記名欄に自署・捺印し、これを選挙管理委員会の支持する所へ指定する期日までに郵送（当日消印有効）または持参しなければならない。これにあきらかに違反していると選挙管理委員会で認めた場合は、この届出は無効とする。
- 第12条 選挙管理委員会は、立候補、推薦の段階で代議員（仮）候補者が決まったなら、その旨を直ちに本人に通知する。通知を受けた（仮）候補者は選挙管理委員会が指定した締め切り日までであれば候補者を辞退することができる（必ず文書によることとする）。選挙管理委員会は原則として最終決定した代議員候補者の氏名及び所属地区を記した代議員候補者の氏名及び所属地区を記した代議員候補者（仮）名簿を選挙が行われる前年の12月20日頃までに代議員候補者に送付する。なお、具体的な代議員候補者（仮）名簿の送付日は諸事情を鑑みて選挙管理委員会の協議によって最終的に決定されるものとする。また、候補者の数が代議員の定数に満たない場合でもその補充は行わない。
- 第13条 代議員候補者は、代議員候補者（仮）名簿に脱漏または誤刷があると認めるときは、選挙管理委員会があらかじめ指定した締め切り日までであれば選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。
- 第14条 選挙管理委員会は、代議員候補者名簿と所定の投票用紙を、選挙期日の2週間前までに有権者に送付しなければならない。

- 第 15 条 選挙は連記無名投票によりこれを行う。
- 第 16 条 投票は郵送に限る。
- 第 17 条 投票は、有権者各自がその所属する地区内の代議員候補者中より 3 名以内を選び、所定の自己投票用紙に自筆で連記した上、自己の住所、氏名、所属地区を明記した封筒を用いて、選挙期日までに（当日消印有効）選挙管理委員会の指示する所に郵送しなければならない。
- 第 18 条 開票にあたっては、選挙管理委員会は、正会員中より開票立会人若干名を選任する。
2. 選挙管理委員会は、会員以外の者による開票従事者を若干名委嘱することができる。
- 第 19 条 当選の決定に当たっては、第 2 条及び第 4 条に定める各地区ごとの代議員定数に応じ、有効投票の得票数の多い者を当選人と定める。同点者 2 名以上ある場合は抽せんで当選人を定める。
2. 候補者数が代議員定数に充たない地区においては、候補者を無投票にて当選人とし、欠員は補充しない。
- 第 20 条 当選の無効が決定された場合には次点者を当選人とする。
- 第 21 条 次の投票はこれを無効とする。
一 本規則の第 15 条、第 16 条ならびに第 17 条に違反したもの。
二 投票用紙の記載が誰を選出しようとするのか確認し難いもの。
- 第 22 条 当選人が決定したときは、選挙管理委員会は直ちに当選人に当選の旨を通知し、また当選人の氏名を全会員に知らせなければならない。
- 第 23 条 選挙が行われた年の 3 月 31 日までの間に当選人が当選を辞退した場合及び当選人が会員の資格を喪失して当選が無効となった場合に限り繰り上げ当選とする。4 月 1 日以降に上記のことが生じた場合は欠員とする。
- 第 24 条 有権者に選挙または当選に関して異議があるときは選挙が行われた年の 3 月 31 日までに文書で選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。
- 第 25 条 全選挙あるいはある地区の選挙の無効が決定された場合は、直ちにそれぞれの再選挙を行う。
- 第 26 条 選挙に関し、不正行為をした者は選挙権及び被選挙権を失う。期間は選挙管理委員会においてこれを決定する。
- 第 27 条 以上の選挙規則に定めていない事項や不測の事態が生じた場合はその都度選挙管理委員において協議を行い、理事会の承認のもとで決定し、実行することができる。決定、実行した事項は必ず記録し、選挙後に最初に行われる総会において報告を行うとともに、次の選挙管理委員会にも申し送ることとする。

付則

- 一 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。
- 二 本細則の変更は理事会の議決による。
- 三 第一回目の代議員は、平成 25 年 3 月 31 日までに決定するものとする。改訂日を付け加える。

公益社団法人 日本精神神経学会 監事選任規則（案）

（総則）

第1条 監事の選任については、公益社団法人日本精神神経学会定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 監事の候補者は、会員の中から代議員の推薦により、議長がこれを決定する。

2 候補者は、2名以上なければならない。

3 1名の代議員による推薦は、自己の立候補も含め、2名以内とする。

4 推薦にあたっては、被推薦者本人の同意を必要とし、さらにこの同意について議長の確認を得なければならない。

（選任人、被選任人）

第3条 この選任の選任人は、この選任が行われる年度に任期がある代議員とする。この選任の被選任人は、この選任が行われる年度に、会員の資格があるものとする。

（投票）

第4条 投票は1人1票、無記名、2名以内の連記とする。

第5条 次の投票はこれを無効とする。

- 一 本規則の第4条、に違反するもの
- 二 代議員総会が準備した用紙を用いないもの
- 三 候補者以外の氏名を記載したもの
- 四 候補者の氏名の確認し難いもの
- 五 同一人の氏名を重複して記載した
- 六 候補者中に同姓があるとき姓のみを記載した場合は、その記載についてのみ無効とする。

（当選者）

第6条 有効投票の得票数の単純多数により、は第2位までの者を当選者とする。

2 定員数番目に相当する得票数が2人以上あるときは、これらの者について再投票を行う。再投票においても同数の得票数が出た場合は、抽選により順位を決定する。

3 候補者数が定員数と同数の場合は、候補者を無投票で当選者とする。

（就任）

第7条 当選者は、就任を辞退することはできない。

（欠員の補充）

第8条 死亡その他やむを得ない事情によって欠員を生じた場合は、次点者を繰り上げ当選者とする。

2 次点者のない場合は、最も近い代議員総会において補欠選任を行う。

付則

- 一 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。
- 二 本規則の変更は、代議員総会の議決による。

公益社団法人 日本精神神経学会 理事選任規則（案）

（総則）

第1条 理事の選任については、公益社団法人日本精神神経学会定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 理事の候補者は、自己の立候補および他代議員の推薦により、議長がこれを決定する。

- 2 候補者は、20名以上なければならない。
- 3 1名の代議員による推薦は、自己の立候補も含め、4名以内とする。
- 4 推薦にあたっては、被推薦者本人の同意を必要とし、さらにこの同意について議長の確認を得なければならない。

（選任人、被選任人）

第3条 この選任の選任人、被選任人は、この選任が行われる年度に任期がある代議員とする。

（投票）

第4条 投票は1人1票、無記名、4名以内の連記とする。

第5条 次の投票はこれを無効とする。

- 一 本規則の第4条、に違反するもの
- 二 代議員総会が準備した用紙を用いないもの
- 三 候補者以外の氏名を記載したもの
- 四 候補者の氏名の確認し難いもの
- 五 同一人の氏名を重複して記載したもの
- 六 候補者中に同姓があるとき姓のみを記載した場合は、その記載についてのみ無効とする。

（当選者）

第6条 有効投票の得票数の単純多数により、第20位までの者を当選者とする。

- 2 定員数番目に相当する得票数が2人以上あるときは、これらの者について再投票を行う。再投票においても同数の得票数が出た場合は、抽選により順位を決定する。
- 3 候補者数が定員数と同数の場合は、候補者を無投票で当選者とする。

（就任）

第7条 当選者は、就任を辞退することはできない。

（欠員の補充）

第8条 死亡その他やむを得ない事情によって欠員を生じた場合は、次点者を繰り上げ当選者とする。

- 2 次点者のない場合は、最も近い代議員総会において補欠選任を行う。

付則

- 一 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。
- 二 本規則の変更は、代議員総会の議決による。

公益社団法人 日本精神神経学会 代議員総会規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会（以下、「この法人」という。）の定款第24条（条数一最終確認）に基づき、この法人の代議員総会（以下、総会という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（種類）

第2条 この法人の総会は、定時代議員総会（以下、「定時総会」という。）と臨時代議員総会（以下、「臨時総会」という。）の2種とする。
2 定時総会は、この法人が主催する年次学術総会に合わせて開催する。

（招集の手続）

第3条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。
(1) 総会の日時及び場所
(2) 総会の目的である事項
(3) 次に掲げる事項
イ 総会参考書類に記載すべき事項
(4) 代理人委任による議決権の行使について、委任を証明する方法、その他代理人委任による議決権の行使に関する事項
(5) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
イ 役員等の選任
ロ 事業の全部の譲渡
ハ 定款の変更
ニ 合併
(6) 上記の目的である事項を記載した書面をもって開、催日の1週間前までに通知しなければならない。
(7) 前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により、理事又は監事の承諾を得た通知を発出することができる。

（議決権行使に関する基準日）

第4条 事業年度の末日現在における代議員を、当該事業年度の終了後に招集される定時総会及び翌事業年度中に開催される臨時総会に関して議決権を有する代議員とする。

（会場の設営等）

第5条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

（代議員等の出席）

第6条 総会に出席する代議員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。
2 代理人委任をうけた代議員は、会場の受付において、前項の出席票と委任状の提出等によりその委任を明らかにしなければならない。

（代議員以外の者の出席）

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。
2 この法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。
3 代議員以外の会員は、総会を傍聴することができる。
4 代議員総会の議長は、総会の承認を得て、前項の者から意見を聴取することができる。

（仮議長）

第8条 定款第18条に定める議長が選出されるまでの間、この法人の監事が仮議長を務める。

（議長）

第9条 代議員総会の議長は、出席代議員の中から互選する。
2 議長被推薦者が複数のときは、投票によって議長を決定する。
3 上記の投票の結果が同数の時は、抽選によって議長を決定する。

(副議長)

第10条 議長は、総会の承認を得て、出席代議員の中から副議長2名を選任することができる。

2 副議長は、議長を補佐する。

(議長の権限)

第11条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

イ 議長の指示に従わない者

ロ 総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(成立)

第12条 総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席により成立する。

2 定款第22条第1項(条数-最終確認)に定める書面表決、代理人表決を行う代議員は出席したものとみなす。

3 理事長は、監事とともに総会の開会に先立ち、出席代議員数及びその議決権数を確認し、成立要件を満たしていることを総会に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第13条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第14条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している代議員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第15条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第16条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 代議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条、第44条又は第49条第3項ただし書きの規定により代議員から提案があった場合、議長はその代議員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第17条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第18条 代議員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきは直ちに却下することができる。

る。

(採決)

第 19 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 4 議長は採決に先立って、議題に関する意見を述べることはできない。

(出席した代議員の議決権の数)

第 20 条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した代議員の議決権の数とする。

- (1) 出席した代議員本人の議決権の数
- (2) 代理人委任による代議員の議決権の数
- (3) 書面表決による代議員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第 21 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

- 2 定款第 21 条 (条数一最終確認) に定めるように、議長は、代議員として表決に加わらず、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(休憩)

第 22 条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第 23 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を速やかに代議員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より 6 週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第 24 条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第 25 条 総会の議事録には、次の各号に掲げられた事項が記載されなければならない。

(1) 開催された日時及び場所 (当該場所に存しない理事、監事又は代議員が総会に出席をした場合における当該出席の方法)

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する代議員があるときは、当該代議員の氏名

(4) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された代議員総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき

ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したときニ監事が監事の報酬等について意見を述べたとき

(5) 総会に出席した理事又は監事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(議事録署名人)

第 26 条 代議員総会に出席した議長および監事は、議事録署名人として議事録に署名しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第 27 条 議長は、欠席した代議員に対して、書面又は電磁的方法をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告する。

2 前項の報告については、総会の議事の経過及びその結果の概要を、機関誌又はホームページに掲載する。

(事務局)

第 28 条 総会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(改廃)

第 29 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て代議員総会の決議をもって行う。

附則

この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人 日本精神神経学会 理事会規則（案）

第1章総則

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の定款第45条に基づき、理事会の運営に必要な事項を定め、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

（理事会の種類）

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は毎事業年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は、定款第37条3項に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。

（理事会の構成）

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第2章 理事会の招集

（招集者）

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、定款第37条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

（招集通知）

第5条 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

2 前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により、理事又は監事の承諾を得た通知を発出することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

（議長）

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

3 理事長が欠席した場合は、副理事長又は財務担当理事又は出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

（定足数）

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（理事会の決議）

第8条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事会の議決に理事として加わることはできない。

3 代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認めない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的方法とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録する方法とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）施行規程第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、定款第28条第6項の規程による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、意見を述べる。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録署名人)

第13条 出席した理事長及び監事が、議事録署名人として議事録に署名する。

(議事録)

第14条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面（電磁的記録）をもって議事録を作成する。

(議事録の配布)

第15条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅延なく報告する。

第4章

理事会の権限

(権限)

第16条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第17条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1)法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 理事長の選任・解職
- ハ 代議員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借財

- へ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置・変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 定款第 33 条に規定する理事の取引の承認
- ヌ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ル 事業報告及び計算書類等の承認
- ヲ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 入会申込の承認
- ロ 副理事長、財務担当理事の選任・解職
- ハ 委員会の設置・運営に必要な事項の決定
- ニ 定款第 34 条の責任の免除
- ホ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第 18 条 理事が定款第 33 条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得る。

- (1)取引をする理由
- (2)取引の内容
- (3)取引の相手方・金額・時期・場所
- (4)取引が正当であることを示す参考資料
- (5)その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得る。

(報告事項)

第 19 条 理事長、副理事長、財務担当理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。〈定款第 28 条 6 項と同文〉

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを代議員総会および理事会に報告しなければならない。
- 3 理事が定款第 33 条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 6 章

雑則

(規則の変更)

第 20 条 この規則の変更は、代議員総会の議決による。

附則

- 1 この規程の施行に関し必要な事項は、細則等により定める。
- 2 この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人 日本精神神経学会 委員会規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会（以下「この法人」という。）の定款第53条の規定に基づき、この法人に設置する委員会に関し必要な事項を定める。

（設置）

第2条 この法人の事業を推進するため、理事会は委員会を設置し、委員会は理事長、理事会の諮問に応じ重要事項を審議し、又は総会議決事項の執行にあたり理事会を補佐する。

（名称と職務）

第3条 この法人の委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

（構成）

第4条 委員会の構成は、委員長1名および委員若干名とする。
2 委員は、会員をもって充てる。
3 会員以外の者は、参考人として委員会に参加させることができる。
4 委員会に担当理事をおく。

（委嘱）

第5条 委員会の委員は、理事会の議を経て、会員の中から理事長が委嘱する。
2 委員長は、委員会の中で互選する。

（任期）

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（報告）

第7条 委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
2 前項の報告は、理事会への文書による報告および理事会での口頭報告とする。

（経費）

第8条 委員会の活動にかかる経費は、この法人が負担する。ただし、委員は無報酬とする。

（規則の変更）

第9条 この規則の変更は、代議員総会の決議を経て行う。

附則

1. この規程の施行に関し必要な事項は、別途定める。
2. この規則は、公益社団法人設立の登記の日から施行する。

別表

委員会の一覧

公益社団法人 日本精神神経学会 業務執行理事の職務権限規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神神経学会（以下「この法人」という。）の定款第27条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、理事とは、理事長及業務執行理事たる副理事長、財務担当理事をいう。

（法令等の順守）

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 業務執行理事の職務権限

（理事長）

第4条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。(1)理事長としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（副理事長）

第5条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。

(3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（財務担当理事）

第6条 財務担当理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 理事長、副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(2) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。

(3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補則

（細則）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、代議員総会の決議による。

附則

この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

別表

◎は最終決定権限○は所管を表す

理事の職務権限

決裁事項	理事長	副理事長	財務担当理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	◎	○	○
事業報告及び決算の案の作成に関する事	◎	○	○
人事及び給与制度の立案に関する事	◎	○	○
重要な使用人以外の者の任用に関する事	◎	○	
国外出張に関する事	◎	○	○
国内出張（役員、重要な使用人）に関する事	◎	○	○

契約の締結	理事長	副理事長	財務担当理事
1件 50万円以上要決定	◎	○	○
1件 50万円未満要決定		◎	○

支出	理事長	副理事長	財務担当理事
1件 50万円以上要決定	◎	○	○
1件 50万円未満要決定		◎	○

基金・基本財産に関する事	◎	○	○
会費に関する事	◎	○	○
職員の教育・研修に関する事		○	
渉外に関する事		○	
福利厚生に関する事		○	○

外部に対する文書発簡	理事長	副理事長	財務担当理事
とくに重要なもの	◎		
その他		◎	
一般事務連絡		◎	

公益社団法人 日本精神神経学会 倫理委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 本規程は臨床研究に関する倫理指針（平成15年厚生労働省告示）に準拠し倫理委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織等について定める。

（任務）

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議することを任務とする。

- （1）医の倫理及び規範に関すること
- （2）日本精神神経学会が実施する臨床研究の倫理審査に関すること
- （3）教育、研究及び医療行為とそれらに係わる活動により生じた倫理上の問題に関すること
- （4）その他倫理に関する必要な事項

（組織等）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員10名以内で組織する。

- （1）日本精神神経学会の理事1名
- （2）精神神経学領域に関し経験、識見が豊かな会員6名以内
- （3）人文、社会科学に関する有識者等3名以内（外部委員に関する検討を要する）
 - 2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし連続4年を超えることができない。
 - 3 委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
 - 4 委員長は、委員会の中で互選する。

（委員会等）

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会の業務を総括する。

- 2 委員長は委員の中より副委員長を指名できる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。
- 3 委員会は委員の3分の2以上の出席を要する。
- 4 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数を要する。
- 5 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

（臨床研究倫理審査方法）

第5条 委員会における倫理審査は、臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省告示）に準じて行う。

- 2 倫理審査は、臨床研究代表者が理事長に提出する臨床研究倫理審査申請書（様式1）により行う。
- 3 審査結果は、臨床研究に関する指示・決定通知書（様式2）を理事長および臨床研究代表者に通知する。

（雑則）

第6条 本規則に定めるもののほかは、公益社団法人日本精神神経学会委員会規程の定めるところによる。

附則

この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

I. 緒言

日本精神神経学会では、1984年に「研究と人権問題委員会」を発足させ、臨床研究における倫理的問題の検討を行ってきた。

医学研究における倫理的理念に関しては、第2次世界大戦後、ナチスドイツの人体実験の反省から、ニュールンベルグ原則において、対象となる被験者の自発的同意が必要であることが明記された⁸⁾。さらに、世界医師会によるヘルシンキ宣言で医学の進歩のためには人体実験は不可欠であることを認めたとうえで、被験者個人の利益と福祉を科学や社会に対する寄与よりも優先すべきであることが唱えられた^{9, 10)}。また、対象となる人間が医師に対して依存関係にあるか、強制の下での同意となるおそれがある場合は、その研究に従事していない、職務上無関係な立場にある医師が説明して、同意を求めべきであることも述べられた^{9, 10)}。この宣言は、その後何度かの修正を経た。東京総会での改訂では、審査委員会を独立委員会として取り上げ、倫理的配慮を実験計画書に記載することや宣言の趣旨に沿わない論文の掲載拒否を求めた¹⁰⁾。また、ベニス総会での改訂では、未成年者から同意が可能な場合には、法的保護者からの同意を入手する以外に本人からも同意を得なければならないことが加えられた¹¹⁾。このような流れの中で、世界精神医学会も倫理上の指針を掲げ、最新のマドリード宣言では、精神科の患者の精神的・身体的安全性についてはもちろんのこと、その自律性の保護に特別な注意を払うべきであることが述べられた¹²⁾。

一方、精神医学領域における臨床研究は他の医

学領域の進歩に比べ、十分とは言えず、今後、精神医療を推進するためにも臨床研究は進められる必要がある。しかし、臨床研究の実行にあたっては被験者個人の利益と福祉をなによりも優先すべきことは論をまたない。一般には倫理上のよりどころとしてヘルシンキ宣言の最新改訂版が用いられている。しかし、本学会では、しばしば引用される見解（石川報告書）¹⁾や、種々の医倫理上の問題から個別に提起された見解が既にあり^{2~7)}、本委員会はそれらを踏まえながら、この倫理綱領を作成した。なお、将来において、研究手段や技術の進歩に伴い、また、社会の倫理感の変化に即して、十分議論を尽くした上で補足・修正し、この倫理綱領が改訂されていくことを期待する。

II. 臨床研究の原則

ここでは、臨床研究の一般的な原則を述べる。研究者は以下の原則にのっとり臨床研究を行うことが必要である。

1. 定義

(臨床研究)

- 1) 「臨床研究」とは、人間を対象とした医学研究のことである。

(分類)

- 2) 臨床研究は、大きく「治療的臨床研究」と「非治療的臨床研究」に分類される。
 - イ. 「治療的臨床研究*」とは、医師が患者に行う新しい実験的治療のように、その研究の主な目的が被験者本人の利益におかれているものである。

*臨床研究：ここでいう治療的臨床研究とはヘルシンキ宣言でいう medical research combined with professional care (clinical research) に相当し、非治療的臨床研究とは non-therapeutic biomedical research involving human subjects (non-clinical biomedical research) に相当する。

ロ. 「非治療的臨床研究*」とは、その主な目的が被験者本人の利益ではなく、被験者以外の人の利益や科学的知識の増進にあるものである。

ハ. 研究者は、自らの研究が上記のいずれに該当するのかを明確にしておく必要がある。また、その研究がいずれに該当するのかが判然としない場合には、非治療的臨床研究として取り扱われるべきである。

(範囲)

3) ここで対象となる臨床研究の範囲は、生物学的研究に限らず、精神病理学的・社会学的研究をも含む領域とする。

(研究者)

4) 「研究者」とは、臨床研究を企図し実行する者の総称である。

(研究責任者)

5) 「研究責任者」とは、中心的に臨床研究を組織し指導する者を指す。

2. 研究の正当性

(研究目的・方法の妥当性)

1) 研究者は、臨床研究の目的と方法を明確に示さなければならない。そして、その目的と方法は、科学的・倫理的観点からみて妥当なものでなければならない。

(研究の水準)

2) 臨床研究の内容は、その時点での医学・医療の水準を下回るものであってはならない。

(研究範囲の限定)

3) 臨床研究は、その目的にとって必要最低限の範囲に限定されるべきであり、動物実験などの他の手段では不可能な場合あるいは部分にのみ限られる。

(不利益の限界)

4) 臨床研究において被験者個人の利益と福祉は、科学や社会に対する寄与よりも優先されなければならない。

イ. 治療的臨床研究の場合、被験者がその研究によって被る不利益は、その研究によって

受ける具体的利益より小さいことが要請される。

ロ. 非治療的臨床研究の場合、研究者は、被験者に重い心身の苦痛や不利益を与えたり、治癒または回復の見込みのない疾病や衰弱に陥らせたりする可能性のある研究を行ってはならない。

(研究者の要件)

5) 研究者は、臨床研究に必要な知識と経験を有していなければならない。もし、研究者が、研究に必要な知識と経験を十分に有しているとは認められない場合には、研究責任者または研究に必要な知識と経験を有している医師によって適切な指導・教育・監督を受ける必要がある。

(倫理委員会での検討)

6) 研究者は、非治療的臨床研究を行う場合、原則としてその研究計画書を各施設の倫理委員会に提出し、その審議と承認を得てから行わなければならない。なお、倫理委員会には、施設外からの構成員を含む必要がある。また、治療的臨床研究においても、研究内容の特殊性を考慮して倫理委員会での検討が必要と判断される場合には、倫理委員会の承認を得なければならない。

イ. この倫理綱領の内容が、施設における倫理委員会の規定と矛盾する場合には、より患者の利益を優先した判断を下すべきである。

ロ. 施設内に倫理委員会の設置されていない場合においても、何らかの形で検討を行う必要があり、その経緯を記録に残す必要がある。

(前向き研究の正当性)

7) 前向き (prospective) に行われる臨床研究においては、その正当性を確保するために、少なくとも以下の要件を満たす必要がある。

イ. 臨床研究を実行する前に、それまでの研究成果を網羅的に参照しており、動物実験による基礎的資料が集積されているなど、事

前に十分な検討と準備を済ませていること。

- ロ. 事前に周到な研究計画が立案されており、その中に科学的に有意義な知見が得られる具体的可能性が示されていること。
- ハ. 研究計画の立案に関与していない者を含めた形で、研究計画について検討する機会が設けられ、その場で研究計画が妥当であるという合意が得られていること。

(委託研究)

- 8) 製薬企業・大学・研究施設等からの委託によって行われる臨床研究についても、委託された医療機関・医師によって、その正当性が検討されなければならない。

(適用除外規定)

- 9) 以下に該当する臨床研究においては、事前の準備・事前の計画・事前の検討・倫理委員会の承認に関する規定を原則として適用しない。
- イ. 臨床研究に用いられる情報が、研究が発意された時点からみて過去の事象に関する事柄に限定されている場合。
- ロ. 症例報告のように、臨床研究に用いられる情報が、通常の診療行為の範囲内で得られる事柄に限定されている場合。

3. 説明と同意

(同意)

- 1) 臨床研究においては、事前に被験者の自発的同意が必要である。ここでいう自発的同意とは、物理的、心理的または経済的威圧のない状態において、被験者がⅡの3.の4)に定める事項について説明を受け、その説明を十分理解し、自らの判断において承諾するか否かの意思決定を行った上で、自発的に表明された同意を意味する。

(代理承諾)

- 2) 被験者の自発的同意がなければ、原則的に臨床研究を行うことはできないが、たとえば意識障害等の理由のために、被験者の自発的同意が得られない場合であっても、次

の条件を満たす場合には、例外として臨床研究を行うことができる。

- イ. 被験者本人が自発的同意を行えない状態にあって、その状態が研究に関与していない医師によって確認されていること。
- ロ. 臨床研究が、自発的同意を行える被験者を対象にしては実施できない性質のものであって、自発的同意を行えない状態にある被験者の利益になることを目的としていること。
- ハ. 被験者の利益を代表する代理人（以下「代理人」という）から、被験者本人に替ってⅡの3.の1)に準ずる同意が得られていること。

(緊急避難的処置)

- 3) 臨床研究であっても、被験者の生命の危険や重大な健康被害を緊急的に回避することを目的とする場合には、Ⅱの3.の1)2)の規定に拘らず臨床研究的処置を行うことができる。ただし、緊急性がなくなった時点において、研究者は被験者本人または代理人に対して臨床研究的処置を行ったことを知らせなければならない。

(説明)

- 4) 研究者は、被験者から同意を得るに際して、研究者の氏名と所属、臨床研究の性質、目的、内容、期間、代替方法の有無、予想される利益と不利益、結果の処理方法、拒否・撤回の権利などについて被験者に説明しなければならない。ことに被験者に与える可能性のある不利益や影響については、十分に説明しなければならない。また、被験者が研究者に対して依存関係にある可能性、もしくは強制の下での同意になる可能性について考慮して、そのおそれがある場合には、研究に関与していない医師が説明して同意を求めるとしなくてはならない。なお、臨床研究の性質に鑑みて文書に基づく説明が適当と判断される場合には、具体的説明内容を文書の形で示す必要があ

る。

(拒否・撤回の権利)

- 5) 被験者は、臨床研究への参加を拒否したり、また一度参加に同意した場合でも随時同意を撤回できる自由と権利を持っている。また、被験者が拒否・撤回によって不利な扱いを受けたり、本来受けるべき利益を失うことがないよう保証されなければならない。

(非治療的臨床研究)

- 6) 非治療的臨床研究の場合は、とくに以下のような原則も必要である。

- イ. 被験者は、臨床研究の主な目的が彼個人の利益のためでないことを知らされていないなければならない。
- ロ. 被験者への説明は、あらかじめ用意された文書に基づいて行う必要がある。また、被験者本人の文書による自発的同意だけでなく、代理人の文書による同意も必要である。
- ハ. 同意を得る際には、Ⅱの3.の4)に準じた説明に加えて、予想される危険性と不快な痛み、被験者または他の人に期待される利益、健康被害が生じた際の情報の開示方法、予想される健康被害に対する治療方法などについて説明する必要がある。
- ニ. 非治療的臨床研究では研究者と治療者は原則的に別の者であるべきである**。

(適用除外規定)

- 7) Ⅱの2.の9)に該当する臨床研究においては、説明と同意の手続きに関する規定を原則として適用しない。

4. 研究中、研究終了後に必要とされる事項

(医療機関)

- 1) 臨床研究を行う医療機関は、十分な医療水

準にあり、不測の事態にも随時対処できる態勢が整っていることを要求される。

(安全対策)

- 2) 研究者は、臨床研究を行うに際して十分な安全保護対策を講じ、被験者に与える不利益とその可能性をできるだけ小さくしなければならない。

(中止の義務)

- 3) 研究者は、研究の中止が被験者の利益のために必要と判断した場合は、速やかにその研究を中止しなければならない。

(生データの保存)

- 4) 研究責任者は、臨床研究の生データをその研究結果を発表した後、最低5年間は保存しなければならない。

5. 公開性と秘密の保持

(公開性)

- 1) 臨床研究の結果は、その正当性の検証を受けるため、また、その結果をひろく社会の財産とし、同じ研究の不必要な繰り返しを避けるために、被験者の人権を損なわない範囲において、公表されるべきである。そのために、研究者は、研究結果を何らかの形で公表するように努力する義務がある。

(秘密の保持)

- 2) 臨床研究の結果を公表する際には、被験者は匿名で扱われ、個人の身元に関する情報が漏れることのないように配慮されなければならない。

(結果の通知)

- 3) 被験者は、自らについての臨床研究結果を知る権利とともに、それを知らされることを拒否する権利を有する。また、研究結果

**研究者と治療者を別にすべきかどうかについては、様々な議論のあるところである。もし、両者を同一とした場合には、治療関係の存在が被験者の同意の任意性に影響を与える可能性がある。しかし、両者を別の者にする、研究者の行為が治療的配慮を欠く可能性も否定できない。ここでは、非治療的臨床研究に限って研究者と治療者を別の者にすることを規定したが、前期のような問題は、臨床研究全般にわたって存在する問題であるので、研究者はこの点に常に留意する必要がある。

を被験者に通知できない場合には、研究者は、そのことをあらかじめ被験者に説明しておかなければならない。

6. 責任

(責任)

- 1) 臨床研究に関する責任は、研究責任者および研究者にある。

(主体的責任性)

- 2) この倫理綱領になじまないような研究を行う場合には、研究者はその研究における倫理的諸問題について主体的責任を果たさなければならない。

III. 精神障害者における臨床研究の原則

社会的に弱い立場にある精神障害者の臨床研究においては、患者の人権を擁護するために、特別に慎重な配慮が必要とされる。また、インフォームド・コンセント (informed consent) についての関心が高まるなかで、精神障害者における自発的同意の要件が問題とされ、臨床研究を行うことが困難になる場合もありうる。しかし、そのために精神疾患の研究が遅れ、かえって精神障害者の利益が損なわれることにもなりかねない。そこで、研究の同意については、被験者となる精神障害者の利益を代表している保護者など（以下「保護者等」という）によって代理ないし補足される必要がある。

したがって、精神障害者の臨床研究においては、IIで述べた臨床研究の諸原則を次のように補足する。

1. 研究の正当性

(研究範囲の限定)

- 1) 臨床研究が非精神障害者でも可能な場合は、精神障害者保護の観点から、その研究はまず非精神障害者（精神障害から回復した者を含む）において優先して行われなければならない。したがって、精神障害者における臨床研究は、被験者が精神障害に罹患し

ていることに関連するものに限られる。

(医療機関の必要条件)

- 2) 精神病床に入院中の患者を被験者とした臨床研究を行う場合には、その医療機関は次の条件を満たしていなければならない。

- イ. 常勤医師・看護スタッフ等が臨床研究を十分実行できる程度に充足されており、不測の事態にも随時対応できる医療水準を有していること。
- ロ. 被験者の同意の任意性を確保する観点から、開放病棟があるなどの開放的環境を有していること。ただし、臨床研究の目的が閉鎖的環境における実態等を研究することにある場合を除く。

(入院形態等への配慮)

- 3) 強制入院下にある患者または行動の制限を受けている患者の場合には、被験者として同意を得る上で、同意の任意性に疑義を生じる可能性がある。したがって、精神病床に入院中の患者を被験者とした臨床研究においては、次のような配慮がなされるべきである。

- イ. 臨床研究においては、自発的入院下にある患者が被験者として優先される。
- ロ. 閉鎖的環境にある患者よりも開放的環境にある患者が被験者として優先される。
- ハ. 行動の制限のうち、現に保護室への隔離または身体的拘束を受けている患者を被験者とする場合は、治療的臨床研究に限られるべきである。例外的に非治療的臨床研究を行う場合には、研究者はその理由を研究計画書に明記しなければならない。

- ニ. 措置入院中の患者および市町村長同意による医療保護入院中の患者を被験者とする場合は、入院形態の特殊性に照らして正当と考えられる臨床研究に限られる。

(意思表示が困難な精神障害者)

- 4) 臨床研究に関する同意・拒否の意思表示が困難な精神障害者を被験者とする場合は、原則として治療的臨床研究に限られる。し

かし、以下の要件を満たす場合には、例外的に非治療的臨床研究を行うことができる***。

- イ. 意思表示が困難な精神障害者を被験者とすることが、研究の性質上不可欠であること。
- ロ. 事前に倫理委員会での承認を得ていること。
- ハ. 事前に保護者等から文書による同意を得ていること。

(適用除外規定)

- 5) IIの2.の9)に該当する臨床研究においては、IIIの1.の2) 3) 4)の規定を原則として適用しない。

2. 説明と同意

(同意)

- 1) 精神障害者に対する臨床研究においても、原則的に被験者の自発的同意が必要である。さらに、精神障害者個人の人権擁護の観点から、保護者等の同意も必要である。

(代理承諾)

- 2) 被験者本人が説明を理解し、または同意の意思を示すことができない場合は、研究者は被験者の保護者等に対して説明を行い、その同意を得ることが必要である。なお、被験者本人が説明を理解し、同意の意思を示すことができないことは、研究に関与していない医師によって確認されなければならない。

(拒否・撤回・中止の権利)

- 3) 被験者は、臨床研究への参加を拒否したり、また一度参加に同意した場合でも随時同意を撤回できる自由と権利を持っている。また、被験者が拒否・撤回によって不利な扱

いを受けたり、本来受けるべき利益を失うことがないように保証されなければならない。

なお、代理承諾に基づく臨床研究の場合であっても、被験者本人が個々の事柄について意思表示ができないわけではない。したがって、被験者本人から研究の中止を求められた場合には、安易に精神症状に起因するものとして退けられるべきではなく、被験者本人の意向が尊重される必要がある。

(適用除外規定)

- 4) IIの2.の9)に該当する臨床研究においては、IIIの2.の1) 2) 3)の規定を原則として適用しない。

3. 被験者への配慮

(心理的負担への配慮)

- 1) 精神障害者の臨床研究においては、疾患の性質上、被験者の心理的負担に対して特に十分な配慮を要する。

(秘密の保持)

- 2) 精神医学に関する臨床研究においても、IIの5.の1)で述べた公開性が原則であるが、社会に残る精神障害者への差別や偏見を考慮して、被験者は必ず匿名で扱われ、個人並びに家族の身元に関する情報が決して漏れることのないように配慮されなければならない。

文 献

1) 日本精神神経学会「石川清氏よりの台氏批判問題委員会」(仮称)報告書—人体実験の原則の提案—。精神経誌, 75: 863-868, 1973

2) 日本精神神経学会 研究と人権問題委員会: 「岐阜大学神経精神科における胎児解剖研究」に対す

***この倫理綱領の一般的な原則からすれば、IIの3.の6)に規定したように、意思表示が困難な被験者を対象とする場合には、非治療的臨床研究を行うことはできない。しかし、精神科領域においては、意思表示が困難となる原因について十分に究明されているとはいいがたい。したがって、意思表示が可能な精神障害者を被験者とした非治療的臨床研究の積み重ねによって、意思表示が困難な精神障害者の利益に資する研究成果が得られるとは限らない。これらの事情を勘案した結果、一定の要件を満たした場合には、意思表示が困難な精神障害者を被験者とする場合でも、非治療的臨床研究を行い得るものとした。

る見解。精神経誌, 88 : 573-617, 1986

3) 日本精神神経学会 研究と人権問題委員会 :
「貝谷壽宣氏によるプロスタグランディンE1 投与治験」に対する見解。精神経誌, 90 : 764-782, 1988

4) 日本精神神経学会 研究と人権問題委員会 :
「諸治隆嗣氏らによるセルレイン治験問題」に対する見解。精神経誌, 91 : 1023-1042, 1989

5) 日本精神神経学会 研究と人権問題委員会 :
「宇都宮病院における研究」に対する見解」報告書。精神経誌, 93 : 978-996, 1991

6) 日本精神神経学会 研究と人権問題委員会 :
優生保護法に関する意見。精神経誌, 94 : 209-218, 1992

7) 日本精神神経学会 研究と人権問題委員会 :

「低線量放射線被爆問題についての見解」報告書。精神経誌, 1228-1232, 1994

8) 人体実験に関するニュールンベルグ報告 (1947)。精神経誌, 75 : 870, 1973

9) 人体実験の倫理 (ヘルシンキ宣言) (1964) 精神経誌, 75 : 871-874, 1973

10) 人体実験の倫理 (ヘルシンキ宣言) (1975) 東京総会における修正。精神経誌, 80 : 339-343, 1978

11) 「てんかん研究」編集委員会 ヘルシンキ宣言 (1989)。てんかん研究, 14 : 147-151, 1996

12) W P A (世界精神医学会) マドリッド宣言。精神経誌, 98 : 850-851, 1996

公益社団法人 日本精神神経学会
臨床研究の利益相反 (COI) に関する指針 (案)
(Policy of conflict of interest in clinical research)

前文

我が国では1995年の「科学技術基本法」に基づき1996年「科学技術基本計画」が策定され、国家戦略として産学連携活動が推進されてきた。その一方で、産学連携が盛んになるほど、大学や研究機関における教育・研究という研究者本来の責務と、産学連携活動に伴い生じる個人の利益とが衝突・相反する状態が必然的・不可避的に発生する。こうした状態が利益相反 (conflict of interest : COI) と呼ばれるものである。

利益相反状態は、その存在自体を禁じるべきものではない。その存在によって、学術研究の計画・実施・解釈・報告に資金提供者に有利な偏りが生じることが、極端な場合には科学的不正行為につながるものが問題なのである。特に臨床研究においては、人間の尊厳・参加者の人権と安全の保護に不適切な影響が及びることが問題とされる。このような研究に対する不適切な影響を防ぐため、研究者の利益相反状態が適切に公表され、管理されることが求められている。

そこで、日本神経精神学会 (以下、「本学会」) では、本学会における研究活動における利益相反管理の指針および細則をここに定めることとした。現段階では、臨床研究に関する利益相反を対象とするが、将来は基礎研究についても対象とすることを検討している。また、経済的な利益相反のみを管理の対象とする。

我が国における利益相反に関する検討の経緯は以下のようなものである。

- (1) 世界医師会「ヘルシンキ宣言」¹を受け我が国で2003年施行された「臨床研究に関する倫理指針」²では利益相反の倫理委員会・研究参加者への開示が求められた。
- (2) 2002年11月文部科学省「利益相反ワーキング・グループ報告書」³では国立大学の独立行政法人化に伴い大学における利益相反管理を求めた。
- (3) 2006年3月文部科学省委託調査「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」⁴が公表され、臨床研究における取扱いが明確化された。
- (4) 2008年3月厚生労働省「厚生労働科学研究における利益相反 (COI) の管理に関する指針」⁵により、基礎研究・臨床研究を問わず、補助金交付を受ける研究の利益相反管理が求められた。
- (5) 2010年、日本内科学会他関連の14学会が「臨床研究の利益相反に関する共通指針」を作成、学術団体における臨床研究に関する利益相反管理の方針が示された⁶。
- (6) 2010年7月日本医学会「医学研究のCOIマネジメントに関するガイドライン」(案)、翌年2月その最終版が公表された⁷。学術団体における臨床研究・基礎研究を問わない管理の方針が示された。
- (7) 医学雑誌編集者国際委員会 (International Committee of Medical Journal Editors : ICMJE) は2009年10月「ICMJE誌に利益相反を開示するための統一書式」を公表、その後寄せられた意見を反映して改訂版を2010年7月に発表した。
- (8) 本学会における指針および細則はこれらの検討結果に沿うものであり、また今後の我が国における検討過程に沿いつつ、施行状況を勘案し、改訂してゆくべきものである。

I. 目的

本指針は、本学会の活動において、利益相反状態によって、活動の計画、実施、解析、報告等に公正な偏りが生じること、臨床研究の参加者の人権と安全の保護が損ねられることを防ぎ、公正な研究活動を促進するため、利益相反管理の方針と方法を定め、実施することを目的とする。

II. 対象者

本指針は、以下の者を対象とする。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会の学術総会等講演会や学会誌などで発表する者
- (3) 本学会の役員（理事長、理事、監事、評議員）、学術総会の大会長、常設および臨時で設ける委員会または作業部会等の委員
- (4) 学会を代表して外部で行う専門活動に携わる者
- (5) 本学会の事務職員

III. 対象となる活動

本指針は、本学会において行われる以下のような活動を対象とする。

- (1) 学術総会等講演会での発表
- (2) 学会機関誌、学術図書などでの論文発表およびこれらの発行
- (3) 役員・学術総会の大会長・委員会等の活動、学会を代表して行う外部専門活動
- (4) 研究および調査の実施
- (5) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (6) 専門医・指導医および研修施設の認定
- (7) 生涯教育研修会・指導医講習会等での発表
- (8) その他本学会の目的を達成するために必要な事業特に、下記の活動を行う場合には、特段の指針遵守が求められる。

- ①本学会が主催する学術総会などでの発表
- ②学会機関誌などの刊行物での発表
- ③診療（診断・治療）ガイドライン、マニュアルなどの策定
- ④臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業

IV. 申告すべき事項

対象者は、企業・法人組織等から得られた経済的利益について、以下の(1)～(10)の事項につき、細則で定める基準および手順に従い、本学会理事長に申告する。理事長は、申告された内容を利益相反委員会に報告する。

学術総会・学会誌での発表の登録・投稿においては発表内容と関連する事項のみ申告対象とし、発表者本人の情報について、発表時に公表するものとする。

- (1) 企業・法人組織等の役員、顧問職、社員等への就任
- (2) 株式の保有
- (3) 特許権等実施料
- (4) 会議出席・講演など労力の提供に対する支払
- (5) パンフレットなどの執筆・監修に対する原稿料・監修料
- (6) 研究費
- (7) 奨学寄付金
- (8) 寄付講座
- (9) その他、上記以外の学会参加等のための旅費や贈答品などの受領
- (10) 対象者の配偶者、一親等の親族、収入・財産を共有する者に関する(1)～(9)の事項

V. 利益相反状態との関係で回避すべき事項

1. 対象者の全てが回避すべきこと臨床研究の結果の公表や診療（診断・治療）ガイドラインの策定などは、純粋に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。本学会の会員などは、臨床研究の結果とその解釈といった公表内容や、臨床研究での科学的な根拠に基づく診療ガイドライン・マニュアルなどの作成について、その臨床研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならない。このため、以下の事項を回避すべきである。

- (1) 臨床試験参加者の仲介や紹介、特定期間の症例集積に対応した報賞金の取得
- (2) 特定の研究結果に対する成果報酬の取得

(3) 研究結果の分析、公表に関して、資金提供者・企業が影響力の行使を可能とする契約の締結

2. 臨床研究の試験責任者が回避すべきこと

臨床研究（臨床試験、治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ責任者には、次の項目に関して重大な利益相反状態にない（依頼者との関係が少ない）と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

- (1) 臨床研究を依頼する企業の株の保有
- (2) 臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く）
- (3) 当該研究に関係のない学会参加等に対する資金提供者・企業からの旅費・宿泊費の支払い
- (4) 当該研究に要する実費や正当な報酬以外の金銭や贈り物の取得但し、上記に該当する研究者であっても、当該臨床研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該臨床研究が医学的に極めて重要な意義をもつような場合であって、当該利益が正当と認められる場合には、その判断と措置の公平性、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該臨床研究の責任者に就任することができる場合がある。

VI. 実施方法

1. 利益相反委員会利益相反委員会は、理事長が設置し、利益相反に関する諸問題の管理、監視、相談、啓蒙活動を行う。本学会が行う活動において、重大な利益相反状態が会員に生じた場合、あるいは、利益相反の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合、理事長の求めに応じて、当該会員の利益相反状態につきヒアリングなどの調査を行い、その結果を理事長に答申する。

2. 会員の責務会員はすべての医学研究の実施と発表を倫理的および科学的に正当かつ公正な方法・手順で行わなければならない。特に人間を対象とする臨床研究においては、参加者の保護と結果の公正さを確保するため、ヘルシンキ宣言、臨床研究に関する倫理指針などを遵守の上、本指針およびその細則の示す利益相反マネジメントのルールに従うこととする。

社会的な説明責任と透明性確保のため、臨床研究の成果を学術総会等講演会や学会誌などで発表する場合、当該研究実施に関わる利益相反状態を、本指針の細則に従い、演題登録・論文投稿時に理事長に対し申告し、発表時に公表する。

理事長は申告内容を利益相反委員会に報告する。発表内容との関係で、本指針に反するとの指摘が会員・非会員からなされた場合には、理事長は利益相反委員会に審議を求め、その答申に基づき、適切な措置を講ずる。

3. 役員などの責務

本学会の役員（理事長、理事、監事、評議員）、学術総会の大会長、各種委員会および作業部会の委員は、本学会における活動に対し重要な責務と役割を担っている。このため、本学会の活動と関わる自らの利益相反状況については、就任した時点で本指針の細則に従い理事長に対し申告を行なう。また、就任後、新たに利益相反状態が発生した場合には細則に従い、修正申告を行う。

4. 理事長の役割理事長は、指針および本細則に従って、学会のあらゆる活動が公正かつ適切に行われるようにするため、以下の責務を担う。

- (1) 利益相反委員会を設置する。
- (2) 利益相反の申告を受けたときには、利益相反委員会にこれを報告する。
- (3) 利益相反に関する問題について、会員・非会員からの報告を受けたときには、利益相反委員会に諮問し、その答申に基づき対応・改善措置などを支持する。
- (4) 本指針に対する重大な違反について、VII-1. に示す不利益処分を行う場合には、利益相反委員会の答申について理事会で審議した上で措置を決定する。

5. 学術総会の大会長の役割学術総会の大会長は、臨床研究の結果に関する発表において、明らかな本指針への違反を認めた場合には、理事長に報告を行った上で、利益相反委員会に諮問し、その答申に従い、発表の差し止め・取り消しなどの措置を講ずることができる。
6. 編集委員会の役割学会誌の編集委員会は、臨床研究の結果に関する発表において、明らかな本指針への違反を認めた場合には、理事長に報告を行った上で、利益相反委員会に諮問し、その答申に従い、発表の差し止め・取り消しなどの措置を講ずることができる。
7. その他その他、本指針に反するような事項を認めた学会員は、理事長に報告し、理事長は必要に応じて利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて、改善措置を含む対応を講ずることができる。

VII. 指針違反者に対する措置と説明責任

1. 指針違反者に対する措置

理事長は、本指針に対する重大な違反があると判断した場合、または重大な疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合には、利益相反委員会に諮問し、その答申を踏まえ、理事会における審議を経て、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

- (1) 本学会が開催する講演会での発表禁止
 - (2) 本学会の刊行物への論文掲載禁止
 - (3) 本学会の学術総会の大会長就任禁止
 - (4) 本学会の役員会、委員会、作業部会への参加禁止
 - (5) 本学会の役員の解任、または役員になることの禁止
 - (6) 本学会会員の資格喪失、または入会の禁止指針違反者に対する措置が確定した場合、当該会員が所属する他の関連学会の長へ情報提供を行い、必要に応じて公表する。
2. 不服申立被措置者またはその代理人は、本学会に対し不服申立をすることができる。本学会の理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申立て審査委員会（暫定諮問委員会）を設置して、審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。
 3. 説明責任本学会は、自らが関与する場所で発表された臨床研究の成果について、本指針に対する重大な違反があると判断した場合は、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

VIII. 他学会との連携

本学会は、本指針の見直し作業、細則に関する情報交換などを行うために、本学会関連学会、日本医学会および同分科会としての他学会と連携し、情報交換、指針の共通化を図る。

IX. 細則の制定

本学会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

X. 指針の改正

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるため、定期的に見直しを行い、改正することができる。

XI. 施行日

本指針は平成 23 年 5 月 21 日より施行する。本指針の改訂は、細則に定める手続きによって行う。

付記

本指針は、日本内科学会他内科系団体による「臨床研究の利益相反（COI）に関する共通指針」をもとにし、日本医学会「医学研究のCOI マネージメントに関するガイドライン」を参考にして、本学会の以下の委員会において検討・作成し、理事会および評議会の承認を得て公表する。日本内科学会には、同学会他内科系団体による指針をもとにしたことについて了承をいただいた。

参考文献

- 1 The World Medical Association. The Declaration of Helsinki :Ethical Principles for Medical Research Involving Human Subjects.
<http://www.wma.net/en/30publications/10policies/b3/>（日本医師会、訳。ヘルシンキ宣言人間を対象とする医学研究の倫理原則 <http://dl.med.or.jp/dl-med/wma/helsinki2008j.pdf>）
- 2 厚生労働省。臨床研究に関する倫理指針。平成 15 年 7 月 30 日、平成 20 年 7 月 31 日最新改正。<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>
- 3 文部科学省科学技術・学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループ。利益相反ワーキング・グループ報告書。平成 14（2002）年 11 月 1 日。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102.htm
- 4 臨床研究の倫理と利益相反に関する検討班。臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン。平成 18（2006）年 3 月。
- 5 厚生労働省大臣官房厚生科学課長。厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest :COI）の管理に関する指針について。平成 20（2008）年 3 月 31 日科発第 0331003 号。<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>
- 6 日本内科学会、日本肝臓学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本アレルギー学会、日本感染症学会、日本老年医学会。臨床研究の利益相反（COI）に関する共通指針（Policy of Conflict of Interest in Clinical Research）2010 年 http://www.naika.or.jp/coi/coi_top.html
- 7 日本医学会。医学研究のCOI マネージメントに関するガイドライン。2011 年。
- 8 International Committee of Medical Journal Editors. ICMJE form for disclosure of potential conflicts of interest. 2010 <http://www.icmje.org/>

公益社団法人 日本精神神経学会
「臨床研究の利益相反（COI）に関する指針」の細則（案）

第1条 （目的）

公益社団法人 日本精神神経学会（以下、「本学会」という）における利益相反（Conflict of Interest : COI）管理の方針と方法を定めた「臨床研究の利益相反（COI）に関する指針」（以下、「指針」という）の運用手順を示すため、本細則（以下、「細則」という）を以下のように定める。

第2条（「臨床研究」の定義）

本細則における「臨床研究」とは、厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」の定義に従い、医療における疾病の予防方法、診断方法および治療方法の改善、疾病原因および病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人間を対象とするものとする。人間を対象とする医学系研究には、個人を特定できる人間由来の試料および個人を特定できるデータの研究を含む。

第3条（本学会講演会および論文発表における COI 申告および公表）

本学会が主催する学術総会その他の講演会などで臨床研究に関する発表・講演を行う者のうち筆頭発表者、および本学会の機関誌などで臨床研究に関する発表を行う著者全員は、会員、非会員の別を問わず、自らの、および配偶者、一親等の親族、生計を共にする者に関する事項も含めて、発表内容と関連する企業・法人組織との経済的な関係について、演題登録時・論文投稿時から遡って過去一年間における COI 状態を、本細則第5条の基準に従い、様式 1A（Format 1A、英文）または様式 1B（和文）を用いて、理事長に対して自己申告しなければならない。

申告された内容は、理事長から利益相反委員会および、発表については学術総会や講演会等の運営委員会、論文については編集委員会に報告される。

講演等における筆頭発表者は申告した発表者本人の COI 状態につき、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に様式 2 により、あるいはポスターの最後にスライド発表と同様の情報を適切な形式で開示する。

論文においては、申告した著者全員の COI 状態につき、論文末尾に掲載される。申告対象となる COI 状態がない場合は、「No potential conflicts of interest were disclosed.」「開示すべき利益相反は存在しない。」などの文言を記載する。

第4条（役員、委員会委員、学術総会大会長などの COI 申告）

本学会の役員（会頭、理事、監事、評議員）、学術総会等講演会担当責任者（大会長など）、各種委員会および作業部会の委員、学会を代表して外部で専門活動に携わる者、学会の事務職員は、自らの、および配偶者、一親等の親族、生計を共にする者に関する事項も含めて、学会活動と関連する企業・法人組織との経済的関係について、就任時の前年一年間における COI 状態を、本細則第5条の基準に従い、様式 3 を用いて、新就任時と、就任後は毎年三月一日から三十一日の間に、理事長に対して自己申告しなければならない。在任中に新たな COI 状態が発生した場合には、8 週以内に様式 3 を以て報告する。申告された内容は、理事長から利益相反委員会に報告されるが、原則として非公開とし、個人情報として厳格に管理される。ただし、委員会等の活動が講演会、学術総会等講演会・学会誌等で研究成果として発表される場合には、第3条の発表者・著者における方法と同様に開示される。また、指針・細則に対する違反が疑われた場合には、理事長の指示による利益相反委員会での審議・答申に基づき、理事長の決定として開示される場合がある。

第5条（COI 自己申告の基準）

企業・法人組織等から得られた経済的利益について、COI 自己申告が必要な金額は、以下のように定める。

- ①企業・法人組織等の役員、顧問職、社員等については、一団体からの報酬額が年間 100 万円以上。
- ②株式の保有については、一企業についての一年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上、または当該全株式の 5%以上を所有する場合。
- ③特許権等実施料については、一団体からの一つの実施料が年間 100 万円以上。

- ④会議出席・講演など労力の提供に対する支払については、一団体からの年間合計が 50 万円以上。
- ⑤パンフレットなどの執筆・監修に対する原稿料・監修料については、一団体からの年間合計が 50 万円以上。
- ⑥研究費については、一団体から支払われた総額が年間 200 万円以上。
- ⑦奨学（奨励）寄付金については、一団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上。
- ⑧寄付講座に所属している場合には、金額の定めなく所属の有無を申告する。
- ⑨その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、一つの企業・法人等から受けた総額が年間 5 万円以上。

第 6 条（COI 状態との関係で回避すべき事項）

本学会会員は、臨床研究の結果とその解釈といった公表内容や、臨床研究での科学的な根拠に基づく診療ガイドライン・マニュアルなどの作成について、その臨床研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならないため、以下の事項を回避する。

- (1) 臨床試験被験者の仲介や紹介、特定期間の症例集積に対応した報賞金の取得
- (2) 特定の研究結果に対する成果報酬の取得
- (3) 研究結果の分析、公表に関して、資金提供者・企業が影響力の行使を可能とする契約の締結

臨床研究（臨床試験、治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ責任者には、次の項目に関して重大な利益相反状態にない（依頼者との関係が少ない）と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

- (1) 臨床研究を依頼する企業の株の保有
- (2) 臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く）
- (3) 当該研究に関係のない学会参加等に対する資金提供者・企業からの旅費・宿泊費の支払い
- (4) 当該研究に要する実費や正当な報酬以外の金銭や贈り物の取得但し、上記に該当する研究者であっても、当該臨床研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該臨床研究が医学的に極めて重要な意義をもつような場合であって、当該利益が正当と認められる場合には、その判断と措置の公平性、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該臨床研究の責任者に就任することができる場合がある。

第 7 条（利益相反委員会）

理事長は、指針および本細則に従って本学会の活動における COI の管理を適切に行うため、利益相反委員会を設置する。利益相反委員会は以下を任務とする。

- (1) 理事長から報告された申告書について、特に重大な問題があると判断した場合には、理事長に対して意見を述べる。
- (2) 指針および本細則に対する重大な違反について、会員・非会員からの指摘があった場合には、理事長の諮問に応じて、ヒアリングを含む調査を行い、意見を述べる。
- (3) その他、指針および本細則の遵守のために必要であると理事会が認めた、利益相反に関する諸問題の管理、監視、相談、啓蒙などの活動

利益相反委員会は、理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員 1 名以上により構成し、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は委員会活動を通して知り得た申告者の COI 情報について守秘義務を負う。利益相反委員会の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

第 8 条（理事長の役割）

理事長は、以下の責務を担う。

- (1) 利益相反委員会を設置する。
- (2) 利益相反の申告を受けたときには、利益相反委員会にこれを報告する。
- (3) 利益相反に関する疑義・問題等について、会員・非会員からの報告を受けたときには、利益相反委員会に諮問し、その答申に基づき対応・改善措置などを指示する。
- (4) 本指針に対する重大な違反について、指針 VII-1 および本細則第 8 条に示す不利益

処分を行う場合には、利益相反委員会の答申について理事会で審議した上で措置を決定する。

第9条（学術総会大会長の役割）

学術総会の大会長は、学会で臨床研究の成果が発表される場合には、本指針に明らかに反する演題については、理事長に報告を行った上で、利益相反委員会に諮問し、その答申に従い、発表の差し止め・取り消しなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者・発表者に理由を付してその旨を通知する。これらの措置については理事長に報告する。

第10条（編集委員会の役割）

学会誌編集委員会は、学会機関誌などの刊行物で研究成果の原著論文、総説、診療ガイドライン、編集記事、意見などが発表される場合、本指針に明らかに反する場合には、理事長に報告を行った上で、利益相反委員会に諮問しその答申に従い、掲載の差し止め・取り消しなどの措置を講ずることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。掲載後の措置については、当該刊行物などに編集委員長名でその旨を公知することができる。これらの措置については理事長に報告する。

第11条（COI自己申告書の管理）

申告されたCOI情報は、講演者・論文著者が自ら公表する場合を除き、原則として非公開とする。

学会発表のための抄録登録時・学会誌への論文投稿時に提出されるCOI自己申告書は提出の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。役員・委員・講演会責任者等の申告書については、その任期終了または任務の撤回の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。これら保管期間を経過した後は、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて削除・廃棄を保留できるものとする。

第12条（問題に対する対応および説明責任）

非公開情報として管理されるCOI情報は、学会の活動に関連して、学会員・非学会員から本指針違反の疑いを理事長に対する報告として指摘された場合には、理事長は、当該指摘を受けた当事者および利益相反委員会に諮問し、利益相反委員会の答申を受けて、対応を決定する。

この場合に、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があると判断した場合に限って、必要な範囲で本学会の内外に開示または公表することができる。指摘を受けたCOI情報の当事者は、理事長に対して意見を述べることができる。理事長はその意見を勘案して開示または公表の判断をすることを原則とするが、開示または公表について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

第13条（違反者に対する措置）

理事長は、本指針に対する重大な違反があると判断した場合、または疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合には、利益相反委員会に諮問し、利益相反委員会が十分な調査を行った上での答申を踏まえ、適切な措置を講ずる。問題が著しく重大である場合には、理事会における審議を経て、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。この場合に、措置についての理由を文書で被措置者に通知しなければならない。

- (1) 本学会が開催する講演会での発表禁止
- (2) 本学会の刊行物への論文掲載禁止
- (3) 本学会の学術総会の大会長就任禁止
- (4) 本学会の理事役員会、委員会、作業部会への参加禁止
- (5) 本学会の役員解任、または役員になることの禁止
- (6) 本学会会員の資格喪失、または入会の禁止
指針違反者に対する措置が確定した場合、当該会員が所属する他の関連学会の長へ情報提供を行い、必要に応じて公表する。

第14条（不服申し立て）

被措置者またはその代理人は、受けた措置に対して不服があるときは、措置についての通知を受けた日から7日以内に、理事長宛ての不服申し立て審査請求書を提出することにより、不服審査請求をすることができる。審査請求書には、措置の理由に対する意見を明記する。

第15条（不服申し立て審査手続）

不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、「不服審査委員会」という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う。

不服審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に理事長に対して答申する。理事長は、この答申に基づいて措置を決定する。

附則

第1条（施行期日）

本細則は、平成23年5月21日から一年間を試行期間として施行し、その間は第8、9、10、13条に示す不利益処分は行わない。その後に完全実施とする。

第2条（本細則の改正）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および臨床研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として、一年ごとに見直しを行う。改正においては、理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

第3条（役員などへの適用に関する特則）

本細則施行のときに既に本学会役員などに就任している者については、本細則を準用して速やかに所要の報告などを行わせるものとする。

付記

本細則は、日本内科学会他内科系団体による「臨床研究の利益相反（COI）に関する共通指針」をもとにし、日本医学会「医学研究のCOI マネージメントに関するガイドライン」を参考にして、本学会の以下の委員会において検討・作成し、理事会および評議員会の承認を得て公表する。日本内科学会には、同学会他内科系団体による指針をもとにしたことについて了承をいただいた。

公益社団法人 日本精神神経学会 公益通報者保護規程（案）

（目的）

第1条 公益社団法人日本精神神経学会（以下、「この法人」という。）は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「法人倫理ヘルプライン」を設け、この運営のあり方について明らかにするため、「公益通報者保護に関する規程」（以下、「この規程」という。）を定める。

（対象者）

第2条 この規程は、この法人の役員、及び職員・臨時雇・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員（以下、「従業員等」という。）に対して適用する。

（通報等）

第3条 この法人、この法人の役員又は従業員等の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがあり、これについて従業員等が通常の業務遂行上の手段・方法によって改善することが不可能又は困難である場合、従業員等はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下、「通報等」という。）をすることができる。

- 2 前項の申告事項を提供した者（以下、「通報者」という。）は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した従業員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した従業員等も同様とする。
- 3 従業員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

（通報等の方法）

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、従業員等は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

（1）人事・労務に関する通報等

ヘルプライン窓口 XXX-XXXX （副理事長）

（2）理事、役員（評議員）の不正に関する通報等

ヘルプライン窓口 XXX-XXXX （監事）

（3）一切の法律問題に関する通報等

ヘルプライン窓口 XXX-XXXX （コンプライアンス担当理事）

（4）内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等

ヘルプライン窓口 XXX-XXXX （顧問弁護士）

（5）その他の事項に関する通報等

ヘルプライン窓口 XXX-XXXX （事務局長）

2 従業員等は、前項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行なった通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等を行うことができる。

（通報等の窓口での対応）

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

- 2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行なうため、通報等は原則として実名によるものとする。但し、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。
- 3 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めにしたがって行われる通報等を妨げるものではない。

（通報等に基づく調査）

第6条 通報等を受けたヘルプライン窓口の受付部署は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由により調査を行わない旨の通知を行うものとする。

- 2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 3 従業員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

- 第7条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口の担当者は、通報等の対象となった申告事項の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする。
- 2 通報等によって提供された情報については、各ヘルプライン窓口の受付部署において調査することを原則とするが、必要に応じて法律事務所等他の調査担当部署に調査を依頼することができる。
 - 3 ヘルプライン窓口の受付部署、調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行う。
 - 4 前項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

- 第8条 調査担当部署は、通報等を受け付けたヘルプライン窓口の受付部署に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報については、プライバシーの侵害とならないよう、十分に注意するものとする。
- 2 調査担当部署から調査結果について通知を受けたヘルプライン窓口の受付部署は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

- 第9条 ヘルプライン窓口の受付部署における調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事又は当該業務担当理事は速やかに対応を行うものとし、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。
- 2 すべての調査結果は理事長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。
 - 3 通報等をした従業員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。
 - 4 調査結果並びにそれに対する対応の概要（但し、通報者の氏名を除く。）は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

- 第10条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口の担当者及び調査担当部署は、通報者の氏名、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。
- 2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口の担当者、調査担当部署に関与する者その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。
 - 3 この法人の役員及び従業員等は、各ヘルプライン窓口の担当者、調査担当部署の担当者に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(懲戒等)

- 第11条 第5条第1項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、前条第2項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合、及び同条第3項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。
- 2 懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、従業員等の場合は、就業規則に従い訓戒、減給、出勤停止、又は解雇とする。ただし、役員の場合、自主申告による報酬減額を妨げない。

- 3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、従業員等に付いては理事長がこれを行う。

(不利益の禁止)

第12条 この法人の役員及び従業員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(公益通報者保護制度のための教育)

第13条 この法人は、この法人の役員及び従業員等に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、従業員等はこの法人の倫理規定を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の3分の2以上の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

(別表)

不正の定義 この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 2 この法人の役員、従業員等、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 就業規則その他の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。）
- 4 この法人の倫理規定に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 5 上記各号若しくはこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの法人の名誉又は社会的信用を侵害するおそれのある行為

公益社団法人 日本精神神経学会 基本財産管理規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人 日本精神神経学会（以下、「当法人」という。）の基本財産の取得、維持、保存及び運用（以下、「管理」という。）並びに処分についての必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 定款に定めのあるものを除き、基本財産の管理及び処分については、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 本規程で「基本財産等」とは、以下に掲げるものをいう。

- (1) 理事会で基本財産とすることを議決した財産
- (2) 設立日以後に基本財産として寄付された財産

（管理責任者）

第4条 基本財産等の管理責任者は、理事長とする。

（基本財産等の管理方式）

第5条 基本財産等のうち、現金は、確実な銀行に預け入れる。

- 2 基本財産は、危険の分散を図るため、特定の金融機関の預貯金に過度に集中した管理運用を行わないものとする。

（基本財産の処分）

第6条 当法人の基本財産にあつては、当法人の経営・収支状況に照らし、やむを得ないと認められる理由がある場合に限り処分または担保に提供することができる。

- 2 前項の処分または担保提供については、理事会において議決に加わることの出来る理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

（基本財産等の果実）

第7条 基本財産から生ずる果実は、事業費、管理費等に充当するものとする。

（理事会の関与）

第8条 基本財産の管理運用方法については、毎事業年度ごとに理事会の議決により定め、代表理事は、その議決された方法に従い、管理運用を行うものとする。

- 2 理事長は、基本財産の運用替えを行った際には、直後の理事会に報告し、その承認を得るものとする。

（情報の収集等）

第9条 基本財産の保全を図るため、事務を担当する職員は、金融機関の信用情報など必要な情報の収集を行い、これを理事長及び役員に報告するものとする。

（規程の変更）

第10条 この規程の変更は、代議員総会の議決による。

附則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別細則等により定める。
2. この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人 日本精神神経学会
特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神神経学会（以下「この法人」という。）定款第43条の規定に基づき、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等上記(1)及び(2)を総称する。

（原則）

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

（特定費用準備資金の保有）

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

（特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続）

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

（特定費用準備資金の管理・取崩し等）

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

（特定資産取得・改良資金の保有）

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

（特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続）

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。(2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を、定款第44条（条数確認）第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

- 第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。
- 2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、代議員総会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、理事会が定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日より施行する。

公益社団法人 学術総会運営規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会（以下「この法人」という）の定款第4条第1号に定める学術総会の運営について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 学術総会とは、会員の研究発表、会員の教育のための講演等を通し、会員の知識の啓発及び質の高い研究成果の社会還元を目的とし、毎年1回定期的に開催する集会をいう。

（会長及び副会長）

第3条 年次学術総会を運営するため、この法人に会長1名及び副会長1名ないし2名を置く。

（会長、副会長の選任）

第4条 年次学術総会の会長は、開催年の3年前の代議員総会で選任する。

（会長、副会長の職務）

第5条 年次学術総会の会長は、学術総会の開催にかかる業務を所掌し、副会長は会長を補佐する。
2 年次学術総会の会長又は副会長に事故ある時は、理事会で、代行者又は後任者を決定する

（会長、副会長の任期）

第6条 年次学術総会の会長、副会長の任期は前回の学術総会終了後から担当の学術総会までとする。
2 年次学術総会の会長、副会長は、任期終了後でも、後任者が就任するまで、その職務を継続して行う。

（学術総会プログラム委員会）

第7条 年次学術総会プログラム委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。
2 プログラム委員会委員（以下、「委員」という）は、年次学術総会の会長が依頼する。

（開催日等）

第6条 年次学術総会は、原則として毎年5月中旬から6月下旬の間とする。
2 年次学術総会の会長は、学術総会の開催日及び開催場所を理事会に答申しなければならない。

（会務報告）

第7条 年次学術総会会長は、学術総会の終了後6ヶ月以内に、年次学術総会にかかる費用の収支決算書及び学術総会の会務報告書を、理事会に提出しなければならない。

（学術総会の公開）

第8条 学術総会は、原則公開とする。

（参加登録）

第9条 学術総会に参加しようとする者は、この法人の事務局に必要な事項を記載した登録用紙を提出するとともに参加費を納入し、参加を登録しなければならない。

（研究発表）

第10条 会長は、学術総会で会員が研究発表を行う機会を与えなければならない。

（発表資格）

第 11 条 学術総会で発表又は討論をする事ができる者は、この法人の会員、世界精神医学会の会員及び会長が講演あるいは意見の発表を依頼したものとする。

(費用の支給)

第 12 条 前条の、会長が講演あるいは意見の発表を依頼したものについては、学術総会登録費の免除、国内旅費、発表に必要な宿泊費を支給することができる。

(発表の申し込み)

第 13 条 学術総会で研究発表を行おうとする者は、会長の指定する期日までに、研究内容等を所定の様式により申し込まなければならない。

(採否等)

第 14 条 会長は、申し込まれた研究発表等について、その採否、発表形式、発表日時等を決定し申込者に通知しなければならない。

(規則の変更)

第 15 条 この規則の変更は、代議員総会による。

附則

1. この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日より施行する。

公益社団法人 日本精神神経学会 出版局に関わる規約（案）

1. 公益社団法人 日本精神神経学会（以下、本学会とする）は、本学会会員はもとより国内の精神科医全体にとっての適切な情報提供、教育上の目的、学術研究および診療の支援などのために、同学会内に出版局（以下、学会出版局とする）をおき、出版事業を行う。
2. 学会出版局は次の出版物を取り扱い、それに「日本精神神経学会出版局」の名称を付す。
 - 2.1. 本学会の機関誌（精神神経学雑誌）
 - 2.2. 本学会の活動に関わる出版物（例えば、会員名簿、用語集、定例総会関連の議事・案内、抄録集など）
 - 2.3. 本学会あるいはその理事会の命による委員会活動の報告書
 - 2.4. 精神医学の卒前・卒後教育に関わる出版物（例えば、医学部学生のための教科書、研修医用の参考書、専門医のための参考書、卒後の生涯教育のための参考書など）
 - 2.5. 国際的視野に立った情報提供としての出版物（例えば、世界精神医学会あるいは海外諸国の精神医学会からの出版物の日本語版、世界保健機関からの出版物の日本語版など）
 - 2.6. その他、民間出版社においては採算上刊行を引き受けられないような精神医学・神経学関連の優良学術図書・内外学術資料など
3. 学会出版局は、上記の出版に当たっての対応をそれぞれの関係者に次のように要請する。
 - 3.1. 本学会の機関誌、本学会の活動に関する出版物、委員会活動の出版物に関しては、本学会、あるいは同理事会、あるいは当該委員会が出版に関わる責任を全て負う。
 - 3.2. 上記以外の出版物の場合、その著者が出版に関わる責任を全て負う。
 - 3.3. ここにいう出版に関わる責任の中には、出版物の有する情報の正確さ、妥当性、論理性を含み、それに関わる問題が生じた場合の適切な対処を含むものである。
 - 3.4. 精神医学・神経学の一般書籍は、本学会の定款を尊重し、学会活動を阻害しないものであること。
4. 学会出版局の運営は、本学会の理事から選ばれた若干名の出版担当理事が、これを行う。出版担当理事は、理事会開催の都度、学会出版局の活動経過の全てを報告する。当分の間は、選任の事務職をおくことなく、後記する印刷所職員の援助に負うものである。
5. 学会出版局は、出版依頼のあった原稿を受け付け、上記の同意が得られた上で、印刷所に印刷を依頼する。
6. 学会出版局は協力の申し出のあった印刷所の中から入札システムに従って、出版担当理事が適切な印刷所を選定し、理事会が決定する。
7. 学会出版局の出版販売に関しては、当該の印刷所等を通じて、通常的一般書籍と同様の販売経路に乗せて販売する。
8. 出版に関わる原稿受付、著作権、経費、収益、および当該書籍の単価、その他細かい作業計画（印刷・製本・送付）などについて、必要な事項は別途細則を設けるが、当分の間はその都度必要に応じて関係者の中で十分に討議する。
9. 本学会出版局は総会での承認を得て、平成9年6月1日より作業を開始する。

(1997年5月30日)

公益社団法人 日本精神神経学会 機関紙の定期配布に関する内規（案）

第1条 精神神経学雑誌は、次のものに定期配布される。

- 一 正会員(年会費には購読料を含みます)
- 二 名誉会員
- 三 定期配布を希望する団体もしくは個人で正会員の会費年額の120%の年間購読料として納めるもの。
- 四 理事会で寄贈もしくは雑誌交換を認めたもの

第2条 前条第1号は、当該年度の会費を、第3号のものは、購読料を納期狼後半
向未納としたときは、その納入があるまで直ちに配布を停止する。

第3条 Psychiatry and Clinical Neurosciences 誌は当学会の英文機関誌である。本学会員は学
会ホームページから同誌を閲覧することができる。

附則

- 一 この内規は、平成8年1月27日より施行する。ただし、第1条3号の年間購読料については、平成9年度から摘要する。
- 二 第3条については平成20年度から適用する。
- 三 この内規の改廃は、理事会の承認を経て行う。

公益社団法人 日本精神神経学会 情報公開規則（案）

（目 的）

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定め、公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たって、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 第7条にする情報公開の対象資料を閲覧ないし謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適性を使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びに官報に掲載する方法により行うものとする。

（公 告）

第5条 この法人は、法令並びに定款第45条の規定に従い、貸借対照表及び損益計算書について公告をおこなうものとする。
2 前項の公告については、定款第57条の方法によるものとする。

（公 表）

第6条 この法人は、法令の規定に従い、役員等の報酬基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。
2 前項の公表については、「役員等の報酬等及び費用に関する規程」を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

（資料の事務所備え置き）

第7条 この法人は、法令の規定に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

（事務所備え置きの資料）

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする資料は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。
2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては、当該備え置き期間分の資料を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の資料を、公開する。

（閲覧場所及び閲覧日時）

第9条 この法人の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、定款第2条に規定する主たる事務所の事務局とする。
2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間である午前10時から午後5時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第10条 閲覧希望者から別表1に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。
(1) 様式1に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
(2) 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望するものから謄写の請求があったときは、別表1の「謄写の

是非」に従い、可とするものは実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第11条 この法人は、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は別に定める。

(管 理)

第12条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局長が管理する。

(規程の変更)

第13条 この規程の変更は、代議員総会の議決による

附則

1. この規則の施行に関し必要な事項は、細則等により定める。
2. この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

別表 1

(書類等は何れも電磁的記録も可)

対象書類等の名称	閲覧対象者	謄写の是非	備置き及び 閲覧期間	備置き場所
1 定款	特定なし	可 (有料)		主及び従たる事務所
2 計算書類等 (各事業年度の 計算書類・事業報告・附属明細 書・監査 (会計監査) 報告)	特定なし	可 (有料)	5 年 3 年 (写し)	主たる事務所 従たる事務所
3 事業計画、収支予算書、資金調 達・設備投資見込み書類	特定なし	不可	1 年	主及び従たる事務所 (写し)
4 (1) 財産目録 (2) 役員等名簿 (※2) (3) 役員等の報酬支給基準 (4) キャッシュフロー計算書 (5) 運営組織・事業活動の 状況及び重要数値記載記録	特定なし	不可	5 年 3 年 (写し)	主たる事務所 従たる事務所
5 特定費用準備資金算定根拠	特定なし	不可		主及び従たる事務所
6 特定財産の保有・改良充当資金 寄付等による受入れ財産・資金	特定なし	不可		主及び従たる事務所
7 代議員総会議事録	会員・債権者	可 (有料)	10 年	主たる事務所
8 理事会議事録	会員・債権者 (※3)	可 (有料)	10 年	主たる事務所
9 会計帳簿	会員 (※4)	可 (有料)	10 年	主たる事務所
10 代理権を証明する書面 (※5)	会員	可 (有料)	3 ヶ月	主たる事務所
11 議決権行使の書面 (※5)	会員	可 (有料)	3 ヶ月	主たる事務所
12 全員同意の書面 (※6)	会員・債権者 (※6)	可 (有料)	10 年	主たる事務所

(※1) 会員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外可

(※2) 理事と監事；会員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外可

(※3) 会員と (裁判所の許可を得た) 債権者

(※4) 総員の議決権の 5 分の 1 以上の会員

(※5) いずれも代議員総会の場合

(※6) 代議員総会の場合は会員と債権者

様式 1

閱 覧 (謄 写) 申 請 書

公益社団法人 日本精神神経学会 理事長殿

申 請 月 日 平成 年 月 日

申 請 者 _____

申 請 者 住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

私（申請者）は、下記閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象資料から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象資料（該当する者を○で囲んで下さい。）

1. 定款
2. 事業計画書・収支予算書・資金調達計画等
3. 事業報告書・計算書類及び附属明細書
4. 監査報告書
5. 財産目録
6. 役員等名簿
7. 役員等の報酬支給基準
8. キャッシュフロー計算書
9. 運営組織・事業活動の状況及び重要数値
10. 特定費用準備資金算定根拠
11. 特定財産の改良・保有資金の明細
12. 寄付等による財産・資金で公布者の定めて用途に充てるものの明細
（上記閲覧対象資料中謄写可能なものは、1. 2. 3. 4. に限ります。）
（以下の書類は会員・債権者に限り閲覧・謄写ができます。）
13. 議事録（代議員総会）
14. 理事会議事録
15. 会計帳簿
16. その他（ _____ ）

公益社団法人 日本精神神経学会 個人情報保護方針（案）

方針

公益社団法人日本精神神経学会（以下、本学会といたします）では、個人情報の保護に関する関係法令に基づき以下に掲げる基本的な方針を定め、本学会の会員ならびに本学会の活動に関係する非会員の個人情報の取得・利用・管理等における安全性 に関して配慮し、適切な有効活用及び保護を行うことで、個人の利益を保護することを目標に今後とも努力をしてまいります。

- ・個人情報の定義 個人情報とは、会員ならびに本学会の活動に関係する非会員の氏名、生年月日、住所、各種コード等、その他当該個人が識別できるもの（他の情報と照合し、特定の個人を識別できるものを含む）を指します。
- ・取得について
個人情報の取得は、原則として、直接本人から同意を得て利用目的に必要な範囲に限りこれを行います。
- ・個人情報の開示、訂正、削除について
ご提供いただいた個人情報の開示、訂正、削除を希望される場合は、学会事務局までご連絡ください。学会事務局が責任を持って対応いたします。ご請求者がご本人であることを確認の上、所定の手続きに基づき対応させていただきます。ただし、運営上最低必要な個人情報は削除できません。
- ・利用について
個人情報の利用は、利用目的に必要な範囲に限りこれを行います。
- ・利用目的
当学会では次の業務に利用するため、会員の個人情報を収集いたします。

1. 研究発表
2. 本学会が主催・共催または後援するセミナー・シンポジウム等の案内の送付
3. 機関誌等の発行・発送
4. 会員名簿の作成
5. 事務局からの連絡・事務手続き
6. 委員会等における会員相互の連絡
7. 選挙等における会員相互の連絡
8. 本学会が主催・共催または講演するセミナー・シンポジウム等の演者、機関誌の査読等、学術活動に関する依頼
9. ポイント・専門医資格に関する問い合わせ対応・事務手続き
10. その他、上記利用目的に付随する事項

- ・提供の制限について
取得した個人情報は、法令に基づくものを除き、本人の事前の承諾なしに第三者に提供いたしません。
- ・安全確保の措置について
個人情報の適正な取扱いの確保に必要な措置を講じ、その措置について、継続的に見直し、改善を行います。個人情報を取り扱う従業者に対しては、必要かつ適切な監督を行います。また、業務の全部又は一部を外部に委託する場合は、委託先に対して、契約等によりその安全性を担保し、必要かつ適切な監督を行います。
- ・情報の正確性について
個人情報を管理するに当たって、常に正確な情報を維持していきたいと考えます。本人又は代理人からの開示、訂正、利用停止等の求めがあった場合は、必要な確認を行ったうえで、所定の手続きに基づき可能なかぎり迅速に対応いたします。
- ・本方針の更新について
本学会は、理事会の承認に基づき上記方針を改定することがあります。その場合、すべての改定はホームページ上で公表いたします。

- ・教育・監督

本学会は、個人情報と事務局に取扱わせるに当たっては、個人情報の安全管理が図られるように継続的な教育を実施すると共に、適切な監督を行います。

- ・個人情報の保護に関するお問い合わせ先

[公益社団法人日本精神神経学会]

〒113-0033

東京都文京区本郷 2-38-4 本郷弓町ビル 5F

Tel : 03-3814-2991 FAX : 03-3814-2992

E-mail : info@jspn.or.jp

公益社団法人 日本精神神経学会 リスク管理規定（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神神経学会（以下、「この法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、この法人の役員及び従業員（以下、「役職員」という。）に適用されるものとする。

（定義）

第3条 この規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した次の事象などを指すものとする。

- （1）信用の危機不全な公益活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- （2）財政上の危機収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- （3）人的危機労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の承継問題等
- （4）外部からの危機、自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- （5）その他上記に準ずる緊急事態

第2章 役職員の責務

（基本的責務）

第4条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款及びこの法人の定める規程など、リスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

（リスクに関する措置）

第5条 役職員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

- 2 役職員は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、決裁者に対し当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

（具体的リスク発生時の対応）

第6条 役職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じるこの法人の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

- 2 役職員は、具体的リスク発生後、速やかに決裁者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、決裁者の指示に従う。
- 3 役職員は、具体的リスクに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずる。

（具体的リスクの処理後の報告）

第7条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

（クレームなどへの対応）

第8条 役職員は、口頭又は文書により取引先・顧客などからクレーム・異議などを 受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることを意識し、直ちに決裁者に報告し、指示を受ける。

- 2 決裁者は、クレーム・異議などの重要度を判断し、関係部と協議の上、対応しなければならない。

（対外文書の作成）

第9条 役職員は、対外文書の作成については常にリスク管理を意識し、決裁者の指 示に従うとともに

に、その内容が第3条第1号の信用の危機を招くものでないことを確認しなければならない。

(守秘義務)

第10条 役職員は、この規程に基づくこの法人のリスク管理に関する計画・システム・措置などを立案・実施する過程において知り得たこの法人及びその他の関係者に関する秘密については、社内外を問わず漏洩してはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 第3条第4号の外部からの危機によるリスク等が発生し、全社的な対応が重要である場合(以下、「緊急事態」という。)は、理事長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第12条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事件によって、この法人及びその事業所、又は役職員等にもたらされた急迫の事態をいう。

- (1) 自然災害
 - ① 地震、風水害などの災害
- (2) 事故
 - ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ② この法人の公益活動に起因する重大な事故
 - ③ 役職員にかかる重大な人身事故
- (3) インフルエンザ等の感染症
- (4) 犯 罪
 - ① 建物爆破、放火、誘拐、恐喝等、並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃
 - ② この法人の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査
 - ③ 内部者による背任、横領等の不祥事
- (5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかにマネジャーおよび理事長へ通報しなければならない。

- 2 正確な情報を待つために通報が遅れるようなことがあってはならない。そのような場合は、情報の正確度を付し、適時中間通報を行うことを要する。

(情報管理)

第14条 緊急事態発生時の通報を受けた事務局長は、情報管理上の適切な指示を行う。

- 2 通報内容の情報管理については、原則として「社外秘」とする。

(緊急事態対応の基本方針)

第15条 緊急事態発生時においては、当該事態について所管部門にて、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。

ただし、次条に定める緊急事態対策室が設置される場合は、同室の指示に従い、協力して対応することとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
 - ① 人命救助を最優先とする。
 - ② 必要に応じ官公署へ連絡する。
 - ③ 災害対策の強化を図る。
- (2) 事故
 - ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大事故
 - ・ 人命救助と環境破壊防止を最優先とする。
 - ・ 必要に応じ官公署へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
 - ② この法人の公益活動に起因する重大事故
 - ・ 受益者、関係者の安全を最優先とする。
 - ・ 必要に応じ官公署へ連絡する。

- ・事故の再発防止を図る。
- ③ 役員、従業員にかかる重大人身事故
 - ・人命救助を最優先とする。
 - ・必要に応じ官公署へ連絡する。
 - ・事故の再発防止を図る。
- (3) インフルエンザ等の感染症
 - ・人命救助と伝染防止を最優先とする。
 - ・必要に応じ官公署へ連絡する。
 - ・予防並びに再発防止を図る。
- (4) 犯罪
 - ① 建物爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫などの外部からの不法な攻撃
 - ・人命救助を最優先とする。
 - ・不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
 - ・再発防止を図る。
 - ② この法人の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査
 - ・真実を明らかにする。
 - ・再発防止を図る。
 - ③ 内部者による背任、横領等の不祥事
 - ・真実を明らかにする。
 - ・必要に応じ官公署へ連絡する。
 - ・再発防止を図る。
- (5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態
 - ① 緊急事態に応じ上記に準じた対応をする。

(緊急事態対策室)

第16条 特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策室（以下、「対策室」という。）を設置することができる。

(対策室の構成)

第17条 対策室の人事は、次のとおりとする。

- (1) 室長 理事長
- (2) 事務局長 理事長が任命するもの
- (3) 室員 理事長が指名する関係役職員

(対策室会議の開催)

第18条 対策室会議は、招集時直ちに、出席可能な者の出席により開催する。

(対策室の実施事項)

第19条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
- (2) 応急処置の決定・指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 対社内連絡の内容、時期、方法の決定
- (6) 対策室からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
- (7) 対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示、並びに実行の確認
- (8) その他、必要事項の決定

(役職員への指示・命令)

第20条 対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

- 2 役職員は、対策室から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

- 第 21 条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。
- 2 報道機関への対応は、事務局長の職務とする。
 - 3 取材は、面接取材を原則として、電話取材には応じない。
 - 4 事務局長以外の社員は、取材に応じ、又は報道機関に情報を提供してはならない。

(届 出)

- 第 22 条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に所管官公庁に届け出る。
- 2 所管官公庁への届出は、事務局長がこれを行う。
 - 3 事務局長は、所管官公庁への届出の内容について、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(理事会への報告)

- 第 23 条 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。
- (1) 実施内容
 - (2) 実施に至る経緯
 - (3) 実施に要した費用
 - (4) 懲罰の有無、及びあった場合はその内容
 - (5) 今後の対策方針

(対策室の解散)

- 第 24 条 緊急事態が解決し、かつ再発防止策が効力を発揮したとき、対策室を解散する。

第 4 章 懲 戒 等

(懲 戒)

- 第 25 条 次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。
- (1) リスクの発生に意図的に関与した者
 - (2) リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
 - (3) リスクの解決について、この法人の指示・命令に従わなかった者
 - (4) リスクの解決についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者
 - (5) その他、リスクの予防、発生、解決等においてこの法人に不都合な行為を行った者

(懲戒の内容)

- 第 26 条 懲戒処分の内容は、訓戒、減給、出勤停止、又は解雇とする（就業規則第〇〇条による。）。)

(懲戒処分の決定)

- 第 27 条 懲戒処分は、理事長がこれを行う。

第 5 章 雑 則

(緊急事態通報先一覧表)

- 第 28 条 事務局は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下、「一覧表」という。）を作成し、これを関係者に周知徹底しなければならない。
- 2 一覧表は、少なくとも 6 ヶ月に 1 回点検の上、必要に応じて修正する等、常に最新のものとするように努めなければならない。

(一覧表の携帯等)

- 第 29 条 役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常時その所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項に規定する者を除く関係者も、緊急事態発生時の通報先を常に把握しておかなければ

ならない。

(改 廃)

第 30 条 この規程の改廃は、代議員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人 日本精神神経学会 公印管理規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会における公印の管理および使用について定める。

（公印の種類）

第2条 本学会の公印の種類は、次のとおりとする。

- （1）本学会の法人印
- （2）本学会の理事長印
- （3）本学会の選挙管理委員会印
- （4）本学会の編集委員会の印

（公印の管理等）

第3条

1. 公印の管理およびその使用は、公印管理責任者が行なう。
2. 本学会の公印管理責任者は、事務局長とする。
3. 公印管理責任者は、公印を作製、改刻または廃止するときは、その公印の印影を添えて理事長に届出なければならない

（公印使用簿）

第4条 公印を使用する文書の担当者は、別に定める公印使用簿に文書の件名を記載するものとする。

（規則の改廃）

第5条 この規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

